

平成二十七年三月三十一日付け広島県報（号外）第十九号に登載の広島県条例第二十八号（広島県税条例等の一部を改正する条例）の一部を次のように訂正する。

総務局税務課長

一六	一五	三	ページ
一〇	後ろから八	後ろから七	行
新条例 別段の定めがあるものを除き、	以降	住宅性能向上住宅	誤
新条例	以後	住宅性能向上改修住宅	正